

制定環廃対発第 060707002 号

平成 18 年 7 月 7 日

改正環廃対発第 17033138 号

平成 29 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環 境 大 臣 山 本 公 一

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の
候補者の推薦について

多年にわたり生活改善事業に尽力し、その功績が特に顕著である者等に対する環境大臣表彰については、平成 18 年 7 月 7 日付環廃対発第 060707002 号循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の候補者の推薦についてに基づき実施してきたところですが、別紙「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰実施要領」を一部改正し実施することとしたので、候補者の推薦についてよろしくお願ひします。

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰実施要領

I 目的

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的とする。

II 表彰の対象

次の1から6までのいずれかに該当する個人、企業、団体又は地区を表彰の対象とする。

ただし、春秋叙勲による勳章受章者、環境衛生事業功労者厚生大臣表彰、生活環境改善事業功労者等環境大臣表彰を受けた者（地区）を除く。

1 循環型社会形成推進功労者

先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、企業又は団体であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 3R活動推進功労（個人）

廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を開き、これらの活動の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行う者を除く。

(2) 3R活動推進功労（団体）

廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を目的とする団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもの。

ただし、公益法人（社団法人、財団法人）、営利を目的とする団体及び宗教上の教義を広める活動を行う団体を除く。

(3) 3R活動優良企業（企業）

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分を実現した企業であって、次のいずれかに該当するもの。

- イ その工場又は事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制又は循環的な利用の大幅な拡大を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。
- ロ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大又は適正処分の飛躍的な向上を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。
- ハ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大又は適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品又はシステムを実用化し、かつその普及を図る企業。

2 一般廃棄物関係事業功労者

一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、一般廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は一般廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 当該年4月1日において、一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は一般廃棄物の処理に関する事業を行う公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。
ただし、一般廃棄物の収集運搬又は処分を業とする者（従業者を含む。）でない者にあっては、その従事年数が10年以上であること。
- (2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

3 産業廃棄物関係事業功労者

産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当する者。

- (1) 当該年4月1日において、産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は産業廃棄物の処理に関する事業を営む公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。
ただし、産業廃棄物の処理を業とする者（従業者を含む。）でない者にあっては、その従事年数が10年以上であること。
- (2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

4 淨化槽関係事業功労者

淨化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の事業に従事し、淨化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進若しくは淨化槽の普及又は淨化槽の機能の向上に顕著な功績のあった者又は淨化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの。

(1) 当該年4月1日において、淨化槽の設置等の事業又は淨化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する事業を営む公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、淨化槽関係事業を業とする者（従業者を含む）でない者にあっては、その従事年数が10年以上であること。

(2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

5 生活環境改善功労者及び生活環境改善模範地区

(1) 生活環境改善功労者

ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善行政に対する協力又は地域の環境美化等に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当する者。

イ 当該年4月1日において、ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善行政に対する協力及び地域の環境美化に関する活動の従事年数が10年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ロ 原則として同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

(2) 生活環境改善模範地区

ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等の地域の環境美化その他生活環境の改善を積極的に推進して顕著な成果を上げている地区であって、次の各号に該当するもの。

イ 住民の自主的、組織的な実践運動を基盤として計画的に改善を実施しており、その取組が他の地区の模範となるに足りるものであって、その成果が計数的に把握されているものであること。

ロ 生活環境向上のための実践運動を開始してから、当該年4月1日までに少なくとも7年以上経過しているものであること。

ハ 地区の大きさは過去3か年において、少なくとも農村部にあっては戸数100戸以上又は人口500人以上、都市部にあっては戸数200戸以上又は人口1000人以上（ただし、夜間定住人口の少ない区域にあっては店舗又は事業所数が200か所以上で、かつ、就業人口1000人以上）であること。

ニ 対象となる地区が、原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

6 廃棄物・浄化槽研究開発功労者

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発において、学術的及び実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業又は浄化槽関係事業の発展に顕著な功績があつた者。

III 被表彰者の決定

1 被表彰者決定の手続

被表彰者（又は団体）は、都道府県、（Ⅱ 1については）3R活動推進フォーラム又は（Ⅱ 2～6については）環境省が適切と判断する団体が推薦する者（又は団体）について、別途定める表彰選考会の審査を経て環境大臣が決定する。

被表彰者の推薦については、Ⅱに定める被表彰者の功績の区分ごとに別紙様式1から8により、別途定める推薦者数の範囲内で毎年7月1日までに大臣あて行うものとする。

2 表彰の方法

表彰の方法は、被表彰者の功績の区別に表彰状を授与して行うものとし、その時期及び場所は、別途、被表彰者に通知するものとする。

令和2年 循環型社会形成推進功労者推薦調書（団体・企業用）

都道府県等名

推薦順位	(ふりがな) 団体・企業 名	
所在地	〒	
設立年月	年 月	
功績概要		
推薦事項	※功績概要を50字以内にまとめて記入すること。（表彰式で配布するパンフレット等に掲載する。）	
活動年数（通算）	年 月	
功 績 内 容		
※功績内容を、以下の項目に沿って4ページ程度記載すること。その際、活動現場、発刊物等の写真・画像を添えること。		
1. 活動の内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の内容を詳細に記載すること。 		
2. 活動の実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の実績（廃棄物の削減効果、省資源・省エネ効果、環境保全効果等を含む。）を記載すること。 		
3. 地域性		
<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体の特性や活動内容を踏まえた活動範囲、他の主体・他の地域との連携、地域特性や地域固有の廃棄物問題を踏まえた活動 等を記載すること。 		
4. 独創性		
<ul style="list-style-type: none"> ・当該主体で考案された独自の活動 等を記載すること。 		
5. 先進性又は革新性		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の先進性又は革新性 等を記載すること。 		

6. 第三者への波及効果又は啓発・教育効果

- ・第三者の3R活動に与えた効果、啓発・教育活動 等を記載すること。

活動の状況（功績に関係のあるもの）

期 間	事 項
所管課及び担当者	(電話) _____ 部(局) 課担当者

- 注1 特定非営利活動法人（NPO）及び企業は定款を、その他の団体は団体規約等を添付すること。
2 環境大臣表彰の受賞歴がある場合には、その旨「活動の状況」の欄に記載すること。
3 「功績内容」に記載されていない取組についての資料は、提出されても選考対象としない。
4 長年にわたり同様の取組を継続しており、取組内容の新規性が顕著でないものや、キヤップの回収は表彰対象外とする。
また、原則として、過去3年以内に本表彰を受賞した団体及び企業は表彰対象外とする。